京都市公共のトイレにおける置き去りごみ対策業務に係る受託候補者 公募要項

京都市公共のトイレにおける置き去りごみ対策業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式による受託候補者の募集を行う。

１　業務の概要

⑴　業務の名称

京都市公共のトイレにおける置き去りごみ対策業務

⑵　業務の内容

別添仕様書のとおり

⑶　契約期間

契約締結日から令和９年２月５日まで

⑷　契約金額の上限

金４，９８０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

２　参加資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本プロポーザルへの参加者は、以下の事項を満たしている者とする。

⑴　京都市競争入札参加有資格者又は京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に掲げる資格を有する者であること。

⑵　公募開始の日から選定結果通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれないこと。

⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

⑷　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

⑸　共同事業体（コンソーシアム）による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。

ア　共同事業体の全ての構成員は、上記⑴～⑷の要件を満たすこと。

イ　共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ　共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ　共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

３　応募手続等

⑴　提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「受託希望者」という。）は、次の書類を提出すること。

ア　参加意思確認書（第１号様式）　１部

プロポーザル参加意思確認書（第１号様式）及び応募者の概要が分かる書類（例：会社名、所在地、役員、設立年月日、事業内容、資本金、沿革等（会社概要等））を令和８年１０月１５日（木）午後５時までに、電子メール又はファックスにて提出すること。（印不要、着信を確認すること）

イ　提案書（第２号様式）　６部

次の事項を記載すること。

なお、正本１部、副本５部とし、見積書は、正本に原本を、副本には写しを添付すること。

また、共同事業体（コンソーシアム）による応募にあっては、当該事業者間における協定書の写しを併せて添付すること。

項目	内容
本業務に係る提案	仕様書の内容を踏まえ、業務の目的の達成と質の向上に資する提案を、別途企画書（様式自由）を作成のうえ行うこと。 提案に当たっては、以下の点を記載すること。 ① 公共のトイレの巡回方法等（ルート、体制） ② 置き去り・ポイ捨てごみ発生抑制のための啓発内容（ビブスの仕様等） ③ 結果分析・報告に係る手法、運営体制 ④ その他、置き去り・ポイ捨てごみ発生抑制のための独自の提案
実施体制	本業務に従事する業務責任者及び業務実施者の業務実績及び役割を記載すること。
業務実績	本業務と同種又は類似する業務の実績を記載すること。
見積金額	本業務の受託見積金額を記載すること。 なお、積算内訳を記載した見積書（様式自由）を添付すること。

ウ　参加資格を有することを証する書類（京都市競争入札参加有資格者ではない者のみ）　１部

・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
・印鑑証明書
・納税証明書（国税等）
・調査同意書（京都市税）
・調査同意書（水道料金・下水道使用料）
・京都市暴力団排除条例に係る誓約書
・使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

※１　証明書は申請日から３か月以内に発行されたもの（写し可）
※２　京都市入札情報館に掲載している詳細及び様式を参照すること。
https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto08/sanka08wto.htm

エ　社会課題（ＳＤＧｓ等）に関する認証を取得していることを証する書類　１部

社会課題（ＳＤＧｓ等）に関する認証（これからの１０００年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム(ISO14001 や KES 等)）を取得している場合は、それを証する書類の写し

⑵　提出期限及び提出方法

提出書類は、令和８年１０月１９日（月）午後５時までに、電子メール、持参又は郵送（必着）にて、当課へ提出（印不要）すること。

なお、電子メール又は郵送の場合は、受信又は配達されたことを電話で確認すること。また、持参する場合は、事前に電話連絡すること。

⑶　提案募集に関する質問

ア　質問の方法

本提案募集の内容について質問がある場合は、令和８年１０月８日（木）午後５時までに、電子メールにより、当課に質問書（様式自由）を提出すること。

なお、受信されたことを電話で確認すること。

イ　質問に対する回答

全ての質問及び回答は、令和８年１０月１３日（火）までに京都市情報館のホームページにて公表する。

https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html

なお、回答は本要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

⑷　提出先

京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課（担当：樫村、柳田）
〒６０４－８５７１　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
電話：（０７５）２２２－３９５３
FAX：（０７５）２１３－４９６１
電子メールアドレス：machibika@city.kyoto.lg.jp

４　受託候補者の選定

⑴　選定方法

⑵に規定する受託候補者選定委員会において、提出された提案書について、⑶に掲げる評価基準に基づき採点し、その合計点が満点の６割以上であり、かつ応募者の中で最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。当該採点に当たり、必要に応じて、全ての受託希望者に対しヒアリングを実施する場合があり、その場合は、別途受託希望者に対して通知する。

なお、採点結果が同等の場合は、見積金額が最も低い者を選定し、見積金額も

同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

また、応募者が１者であった場合は、採点結果の合計点が満点の６割以上であり、かつ選定委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、当該応募者を受託候補者として決定する。

なお、受託希望者が本要項２に定める参加資格を満たしていない及び上限価格を超過している場合については受託候補者としない。

⑵　受託候補者選定委員会

受託候補者選定委員会は以下の委員で構成する。

・環境政策局循環型社会推進部 廃棄物指導・生活環境担当部長
・同局環境企画部 環境総務課 企画調整・人材育成・監察担当課長
・同局循環型社会推進部 まち美化推進課　生活環境・美化推進担当課長
・同局循環型社会推進部 まち美化推進課　生活環境係長
・同局循環型社会推進部 まち美化推進課　美化活動支援係長

⑵　評価基準

評価項目	審査内容	配　点
①提案内容	・事業の目的、趣旨を十分に理解した内容であるか。 ・業務内容やスケジュールが、実現可能な提案であるか。 ・結果分析・報告について、実効性の高い今後の対策提案が可能か。 ・事業効果を高める独自提案があるか。	７０
②実施体制	・本事業を安定的に実施できる体制が組まれているか。 ・本事業に関する知識、実績の豊富な人員が配置されているか。	５
③実績	同種業務の十分な実績はあるか。	５
④見積金額	１０点×(応募者中の最低見積額)／(各応募者の見積額)	１０
⑤市内貢献	本市の区域内において本店又は主たる事務所を有しているか。	５
⑥社会課題解決	SDGs に資する取組を実施しているか。 （これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム(ISO14001 や KES 等)の認証等）	５
合　計　点		１００

⑷　選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに、全ての受託希望者に対し書面により通知すると

ともに、選定結果、参加者及び評価点等の情報を京都市情報館において公表する。

５　契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議したうえで、見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を契約金額として契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達した場合は、その者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。）と契約を締結することとする。

６　注意事項等

⑴　参加資格

本要項３⑴に定める提出書類の提出後から選定結果の通知の日までに、本要項２に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本公募への参加を取り消す。

⑵　提出書類

ア　使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

イ　提出書類の作成及び提出に係る費用は、受託希望者の負担とする。

ウ　提出書類は返却しない。

エ　提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めない。

オ　提出書類は、受託希望者に無断で、本業務の受託候補者の選定に係る目的以外で使用しない。

カ　同一の受託希望者が、提出書類を複数提出することは認めない。

キ　企画提案書提出後、本公募への参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。

ク　次のいずれかに該当する場合、提出書類は無効とする。

（ｱ）　提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

（ｲ）　提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合

⑶　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア　提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ　受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

７ スケジュール（予定）

日　程	内　容
令和８年１０月　５日（月）	募集の開始
令和８年１０月　８日（木）午後５時まで	質問の受付期限
令和８年１０月１３日（火）午後５時まで	質問への回答
令和８年１０月１５日（木）午後５時まで	参加意思確認書提出期限
令和８年１０月１９日（月）午後５時まで（必着）	企画提案書の提出期限
令和８年１０月中旬～下旬	審査 審査結果通知・公表
令和８年１０月下旬	業務委託契約